石市民第　173　号
平成 27 年３月 11 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
　会長　　向　田　直　範　　様

石狩市長　　田　岡　克　介

学校給食費収納管理システムとのオンライン結合について（諮問）

標記については、平成 26 年度第２回石狩市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、継続審査案件となりましたが、その後、貴審査会からいただいたご意見を踏まえて、再検討した結果、当初の諮問でお示ししたオンライン結合の目的、対象者及び情報内容を改めることが適当と判断いたしました。

ついては、平成 27 年２月 24 日付け石市民第１５６号の諮問は取り下げ、あわせて下記について､石狩市個人情報保護条例第11条第２項を適用することの可否につき、ご審議いただきたく、改めて石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第１条第２号の規定により諮問いたします。

記

１　目的

学校給食費の適正な賦課業務及び滞納繰越分の徴収強化業務のため、両業務の対象者に係る情報収集を正確かつ迅速に行い、学校給食費負担の公平性及び事務の軽減も図る。

２　オンライン結合により提供される情報

住民基本台帳

３　学校給食費収納管理システムに提供される対象者と情報の内容

（１）対象者

①市内小中学校の児童生徒（卒業者を含む）の保護者
②市内小中学校の児童生徒（卒業者を含む）
③市内小中学校の教職員本人
④学校給食センター関係職員本人

（２）情報の内容

① 市内小中学校の児童生徒（卒業者を含む）の保護者
（あ）氏名
（い）住所
（う）性別
（え）生年月日
（お）続柄
（か）世帯員

② 市内小中学校の児童生徒（卒業者を含む）
（あ）氏名
（い）住所
（う）性別
（え）生年月日
（お）続柄
（か）世帯員
③ 市内小中学校の教職員本人
（あ）氏名
（い）住所
④学校給食センター関係職員本人
（あ）氏名
（い）住所

（環境市民部市民課）